

## 生徒証明書

### < 注意事項 >

- (1) この証明書は、通学定期乗車券または学生用割引乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。
- (2) 通学定期乗車券を購入するときは、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して、この証明書とともにさし出さなければならない。
- (3) この証明書は、他人に貸与し、または譲渡することはできない。
- (4) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。
- (5) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき、または卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。

## 入間野中学校の生活

私たち入間野中学校の生徒は、学校教育目標の実現に向け、明るく民主的で秩序と規律のある学校づくりをめざします。

ここに学習や諸活動に積極的に取り組むとともに、仲間どうし信頼し合い、協力しながら、けじめのある生活を送るため次の7つの目標をたてました。

### 1. お互いの良さを認め、向上しあえる人間関係をつくろう。(集団生活)

- ・物を大切にしよう。
- ・みんながまとまるような行事にしよう。
- ・反省するような短学活にしよう。
- ・学期ごとにまとめ集会をしよう。

### 2. 目標をもち、意欲的に学習しよう。(学習)

- ・私語を慎しみ、自主的に授業や自習に取り組もう。
- ・忘れ物をしないようにしよう。

### 3. 時間を守り、ゆとりのある行動をしよう。

(時間)

- ・下校時間を守ろう。
- ・5分前に行動をするように心がけよう。

### 4. 清潔でその場にふさわしい身だしなみをしよう。(身だしなみ)

- ・身なりをきちんとできるように努力しよう。

5. 明るい心と節度ある態度で相手に気持ちを伝えよう。(礼儀)

- ・あいさつをしっかりしよう。

6. 清潔で快適な環境づくりに努めよう。(美化)

- ・クラスの個性を生かし、みんなで工夫して掲示物を充実させよう。

- ・情報交換の場として、多目的ホールを利用しよう。

- ・清掃中は上下ジャージ(体育着)を着用しよう。

7. 心身共に健康で安全な明るい生活を送ろう。(健康・安全)

- ・自分からすすんで、運動しよう。

- ・給食当番は、手を洗い、協力して手早く準備しよう。

- ・テーブルクロスを必ず敷こう。

- ・安全で落ち着いた生活をし、有意義な学校生活を送ろう。

- ・健康観察をきちんとしよう。

この7つの目標は、生徒自身の力で学校づくりを進めていこうとして、昭和63年の生徒総会で決定したものです。

先輩たちのつくった伝統を引き継ぎ、7つの目標を達成するよう、みんなで努力していきましょう。

## 入間野中学校 生活のきまりについて

### I 学校生活での約束

#### 1 制服について

(1) 授業は、原則として制服を着ます。

※保健体育など体育着・ジャージでの授業後はそのままの服装で受けても良い。

#### 冬服

男子:Yシャツ, ブレザー, ネクタイ

女子・スラックススタイル: Yシャツ, ブレザー, ベスト, ネクタイ

#### 夏服

男子:Yシャツ(ネクタイはつけなくてもよい。)

女子・スラックススタイル:Yシャツ, ベスト(ネクタイはつけなくてもよい。)

※パンツ, スカートを選択制とする。

(2) 制服の着こなしについては、スカート丈は膝が隠れる長さ。

パンツのベルトは黒を使用。ベルトを腰骨の上より下げない。

(3) 登下校の服装は制服とする。ただし放課後に部活動で体育着・ジャージで活動した場合や委員会時に体育着・ジャージで活動した場合は制服に着替えず下校してもよいこととする。

(4) 名札は、学校指定のものを左胸につける。(登下校時はつけない。)

(5) 靴下は無地で色は、白・黒・紺・グレーのもの。ワンポイントの入ったものも

可とする。ただし、音楽会はステージマナーの一環として白色の靴下を着用する。

儀式ではくるぶしが隠れる長さのソックスを着用する。

(6) Yシャツの下に、体育着又はTシャツ（又は長袖のもの）を着用してもよい。

色は白・黒・紺を認める。ただし、ハイネックのシャツ、柄のあるシャツは不可とする。

(7) 衣替えは、6月、11月です。移行期間中(5月、10月)に限りブレザー着用時でもネクタイを外すことを認める。

※10月～3月は厳冬期として、防寒着の着用を認める。

(8) 防寒着については、ブレザーの下にセーター(黒または紺のVネック)を着ても良い。タイツ類(黒色)を着用しても良い。

※ジャージや体育着の時は、タイツ類が見えないようにするか脱ぐこと。

登下校時にコート、手袋、マフラー、ネックウォーマー、各部活動で購入したウインドブレーカー上着のみ着用を認める。部活動未加入・部活動で購入していない生徒は、個人で購入した上着の着用を認める(事前に担任に申し出をする)。

※ニット帽、ひざ掛けの使用は認めない。

## 2 頭髪, 身だしなみについて

(1) 清潔感のある頭髪にする。

※髪が肩にかかる人は、髪をヘアゴムで束ねる。ヘアゴムは、黒・紺・茶。

(2) 脱色, 毛染め, 整髪料(オイル, ワックス等), 化粧(アイプチ, カラコン, 色付きリップも含む)は禁止。

(3) ピアス, ネックレス, 髪飾りなどの装飾品も不可。

### 3 その他

(1) かばんの指定は特にない。

(2) 通学用の靴は, 運動に適したものとする。(革靴・デッキシューズ・ハイカット, 運動に適さない厚底靴等は不可。)

上履き: 学校指定です。かかとに記名すること。

下履き: 体育や部活動で使える運動靴。

### 4 持ち物

(1) 授業や部活動で使用しないものは持参しない。

※持ち物には全て記名すること。

(2) 必要な学習用具は毎日持ち帰り, 家庭学習を行うよう心がける。

(3) クシやブラシ, 制汗剤などは, 基本的には持ってこない。止むを得ない場合はエチケットとしてトイレで使うようにする。制汗剤は無香料とする。スプレー缶タイプの物は認めない。リップクリームは無色とする。

(4) 水筒は水, お茶, スポーツドリンクのみ。授業中は出さない。

※ペットボトルでの持参は認めない。

## II 登下校について

(1) 登下校は、定められた通学路を徒歩で通る。

※自転車通学許可地域に住む者は、手続きを行い学校の許可を得ること。

ルールが守れない場合は、許可を取り消すことがある。

※部活動等で自転車を使用する際も必ずヘルメットを着用すること。

(2) 登校時間は、8:25までとする。

8:25に教室で着席している状態で出席確認を行う。

(3) 最終下校時間は、以下の通りです。

期 間	活動終了時刻	最終下校時刻
4 月 1 日 ~ 4 月 30 日	17 : 10	17 : 30
5 月 1 日 ~ 7 月 31 日	17 : 40	18 : 00
9 月 1 日 ~ 新人戦前日	17 : 10	17 : 30
新人戦後 ~ 10 月 31 日	16 : 40	17 : 00
11 月 1 日 ~ 2 月 14 日	16 : 10	16 : 30
2 月 15 日 ~ 3 月 14 日	16 : 40	17 : 00
3 月 15 日 ~ 3 月 31 日	17 : 10	17 : 30

※部活動を行う場合の時間です。

※土曜授業日や短縮日課の場合、最終下校時刻は16:00です。

(4) 下校時は、なるべく2人以上で帰宅するようする。

(5) 登下校時のコンビニや商店等の立ち寄り、または買い物・飲食等は、認めない。

### III その他

(1) 欠席・遅刻・早退のときは、必ず保護者が学校(担任)に連絡してください。

基本的には、連絡フォーム、手紙などを使用し、担任に連絡する。

緊急の場合は、電話連絡も可とします。

(2) 早退は、保護者に迎えにきてもらうことを基本とする。

(2) 故意または不注意で、学校の施設・備品等を破損した場合は、実費を負担していただく場合がある。

入間野中学校の生徒の皆さんへ

スマホ等による情報モラルについて

昨今、SNSの誤った使用が原因の事件が多発しています。

本校においても、SNS等に人への誹謗中傷、人権に関わる内容や無断で画像が掲載されることがありました。情報化社会の中でスマホ等の通信機器は、便利なものですが一歩間違った使い方をすると人の心を傷つけるだけでなく、事件に巻き込まれ被害にあうこともあります。

安全で正しい使い方をするためには、一人一人がマナーを守り、良識ある行動と自覚が必要となります。以下のことを意識して誰もが安心して生活できることを願っています。

1 中学生には、スマホ等の通信デバイスは必要ありません。

ただし、家庭の事情等で生徒が所持する場合は、親子でルールをつくり、正しい使い方をしてください。

2 SNS等への投稿については、誹謗中傷、人権に関わる内容、画像の添付等は絶対

に行わないでください。あなたが書き込んだ内容は、人の心を傷つけることもあり、事件等に巻き込まれることもあります。

3 名前や顔写真, 学校名等の個人が特定できる情報は, ネット上には載せないでください。

4 有害サイト, 不明なサイトは, きわめて危険性が高いので絶対にアクセスしないでください。

5 SNS上には必ずしも良識ある人ばかりではありません。

中には「悪い大人」がいるということを認識してください。

6 ゲームやSNSは, 過度に行うと依存症と発展し, 学習や健康面に影響が出ます。

7 トラブルが起きたら, 親や先生に相談して, 自分一人で抱え込まないでください。

## 入間野中生徒会規約

### 入間野中いじめゼロ宣言

私たちは いじめを許しません。

いじめをやめ, とめる勇気を持ちます。

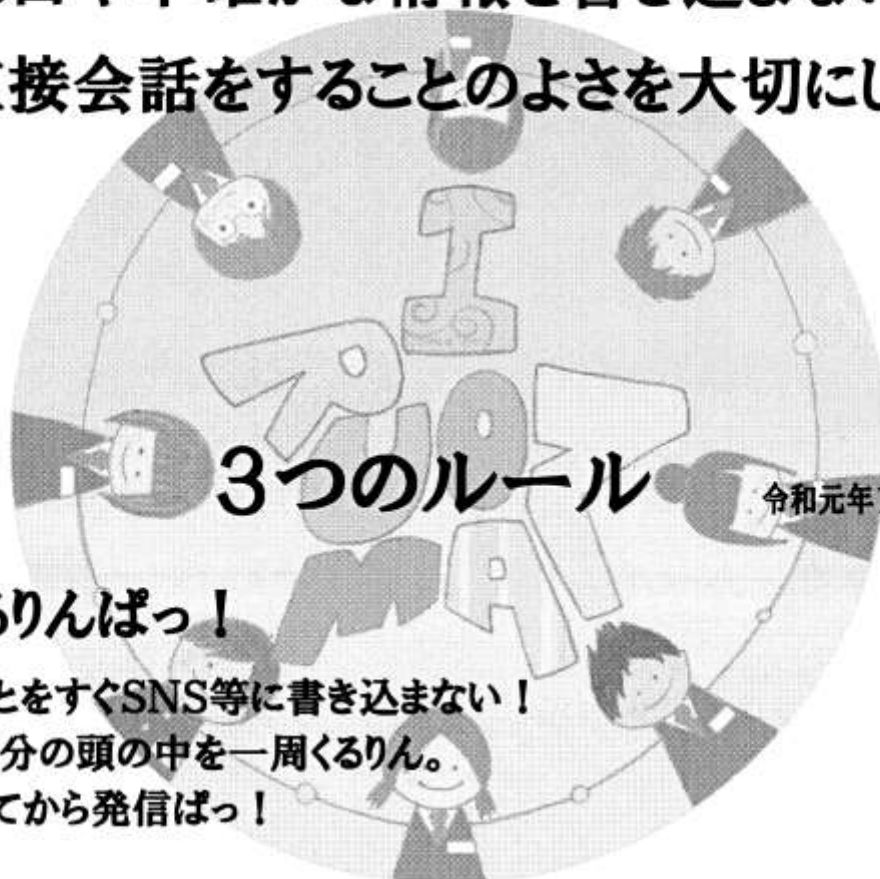
まわりをよく見て, 思いやりの心を大切にします。

そして, みんながのびのびと明るく過ごせる学校を目指します。

## 3つの柱

令和元年7月13日決定

- 1, 学業を優先しよう
- 2, 悪口や不確かな情報を書き込まない
- 3, 直接会話をすることのよさを大切にしよう



令和元年12月14日決定

### 1, ぐるりんぱっ！

思ったことをすぐSNS等には書き込まない！  
まずは自分の頭の中を一周ぐるりん。  
よく考えてから発信ぱっ！

### 2, No！ながらスマホ

自分の命、自分で守ろう

### 3, 時間を減らして健康UP！

スマホの管理も健康管理の1つ

## 第1章 総 則

第1条(名称)本会は、狭山市立入間野中学校生徒会と称する。

第2条(会員)本会は、本校に在学する生徒全員を会員とする。

第3条(目的)本会は、親睦と協力、及び自主的活動を盛んにし、学校生活の向上と明るく楽しい民主的な生活を築き上げることを目的とする。

第4条(活動)本会は、第3条の目的を達成させるために教師の指導、助言のもとに次の活動を行う。

○生徒会行事   ○委員会活動   ○部 活 動   ○学級活動

第5条 本会には次の機関を置く。

- (1) 生徒総会
- (2) 中央委員会
- (3) 特別委員会
- (4) 専門委員会
- (5) 部活動委員会
- (6) 学級委員会
- (7) 部活動

本会は、その会の構成人数の4分の3以上の出席によって成立し、決議は出席者の過半数の賛成を必要とする。

## 第2章 総 会

## 第6条(生徒総会)

- (1) 総会は、全生徒によって構成され、年に一度開き全ての件を決定できる最高議決機関である。
- (2) 生徒総会は年1回開く。ただし会長が必要と認めるとき、又は生徒全員の3分の1以上の要請があったときは臨時に開くことができる。
- (3) 臨時総会は、本部または中央委員会で必要と認められた場合、臨時に開くことができる。

## 第3章 中央委員会

第7条(中央委員会)中央委員会は、総会につぐ議決機関で生徒会本部、各クラスの学級委員1名、各委員長、部活動委員長によって構成され次の事柄について審議する。

- (1) 各学級、各委員会、本部役員からの報告、提案事項の審議
- (2) 決定事項の各委員会への実施、委託
- (3) 予算案の審議、決算の承認
- (4) 生徒会会則の修正案の審議
- (5) 生徒会会則の特定の審議

この委員会は議長1名、副議長を1名おき、中央委員の互選により選出する。

第8条(中央委員会の招集)中央委員会は原則として1ヶ月以内に1回、定期的に行われる。生徒会長は必要に応じて中央委員会を招集できる。

第9条(特別委員会)特別委員会は、各学級より必要に応じて選出された代表によりそれぞれ構成される。それぞれの委員会は、企画運営を行う。

- (1) 音楽会実行委員会
- (2) 選挙管理委員会
- (3) 卒業・入学イベント企画委員会
- (4) その他

この委員会は委員長・副委員長を置き、役員は各委員の互選により選出する。

#### 第4章 専門委員会

第10条(専門委員会)専門委員会は、各学級より選出された委員によって構成する。また専門委員会では、次のものをおき、各分野の仕事を行う。

- (1) 安全 (2) 環境保全 (3) 給食 (4) 生活 (5) 体育 (6) 図書
- (7) 美化 (8) 放送 (9) 保健

各専門委員には委員長(3年生1名) 副委員長(3年生, 2年生各1名)

学年代表(1年生1名)を置き役員は専門委員の互選により選出する。

第11条(専門委員会の開催)専門委員会は原則として1ヶ月に1回以上、定期的に開催し、活動計画の立案及び目標達成のため必要活動を行う。

## 第5章 部 活 動

第12条(部活動委員会)この委員会は各部の部長をもって構成する。部活動の健全な発達を図るための各部活の連絡調整協調等を目的とし、必要に応じ会議を持つ。

## 第6章 学級委員会

第13条(学級委員会)学級代表委員会は、各学級より選出された男女各1名により構成され学級間の問題等について話し合い、各学級日のつながりを深める働きをする。

この委員会は各学年委員長(1名)副委員長(1名)を置き、役員は学級委員の互選により選出する。

第14条(学級委員会の開催)学級委員会主催の学年集会は学期に1回以上行う。

## 第7章 本 部

第15条(生徒会役員)本会には次の役員をおき、生徒会活動の中心となる。

### (1) 会 長 1名

会長は本会代表であるとともに、会務をまとめ、対外事業を処理する。生徒総会、中央委員会を招集する。また、いずれの委員会にも出席でき発言することができる。

### (3) 副会長 2名 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその代行をする。

### (4) 他本部役員として6名の役員を置く。

第16条(役員任期)生徒会役員任期は1年間とし、役員改選は原則として11月とする。

## 第8章 予 算

第17条(会費)本会の運営に必要な経費は毎年会員より生徒会費として徴収し、その額は中央委員会で審議し総会で承認する。

第18条(会計)今回の会計は、本部会計が行う。

第19条(予算)本会の予算は毎年、年度初めに予算委員会で審議する。

会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日をもって終了する。

## 第9章 慶 弔

第20条(慶弔)本会会員、学校職員及び近親者の慶弔にあたっては、下の表により慶弔の意を表す。

	死	亡
学校職員	本人	保護者
	5000円	
会員	5000円	5000円

慶事にあたっては、必要に応じて協議する。

## 第10章 補 足

第21条(規約改正)本会の規約改正は,中央委員会がその構成員の4分の3以上の賛成を得て発議し,総会にて議決されなければならない。

第22条(規約発行)この規約は昭和63年6月17日より施行する。

第23条(規約一部改正)平成22年1月14日規約一部改正。

### 生徒会役員選挙規定

#### 第1条(目的)

この規定は狭山市立入間の中学校生徒会規約(以下生徒会規約と略す)により,生徒会本部役員選挙(以下生徒会選挙と略す)を通じて公正な選挙の精神を体得し,会員相互の権利と責任を明らかにすることを目的とする。

#### 第2条(選挙権)

選挙権は,生徒会会員が有する。

#### 第3条(被選挙権)

選挙される役職および被選挙権は次の通りに定める。

会 長1 副会長2 本部役員 6

※ 会長は新3年より,副会長・本部役員は新2年,新3年より3名ずつ選出する。

#### 第4条(選挙管理委員会)

第1条の目的を達成するため選挙管理委員会を設置する。

1. 選挙管理委員会の委員は各学級で1名とし、立候補または、推薦により選出する。
2. 互選により正副委員長及び書記をおく。
3. 委員の任期は6か月とする。

第5条 選挙管理委員会は次の事項を行う。

- ① 選挙公示, 立候補受付とその公示
- ② 放送演説会, 立会演説会の開催
- ③ 投票及び開票の管理, 選挙結果の公示
- ④ 解職請求の受理, 審査
- ⑤ 選挙運動も監視
- ⑥ その他の必要な事項

第6条(立候補)

立候補者は責任者連署の上, 立候補締切日までに選挙管理委員会に立候補届を提出しなければならない。

第7条(投票)

投票は, 所定の投票用紙を用いて, 以下の通り公正に行わなければならない。

なお, 投票行為に不正があった場合はその票は無効となる。

1. 投計は1人1票とする。
2. 投票用紙は無記名とし, 個々の秘密を尊重する。
3. 投票用紙は決められたこと以外, 記入

してはならない。故意に破ったり折り曲げてはならない。

第8条(開票)

開票は即日開票を原則とする。

#### 第9条(選挙の成立)

各選挙において全校生徒在籍数の3分の2以上の有効投票数をもって選挙が成立する。尚、立候補者が定数に満たない場合でも選挙は成立する。

#### 第10条(当選人)

各選挙においては最多数を得たものを当選人、次に多く得票した者を次点とする。

1. 次点のものは、当選確定後から任命までの間に何らかの理由で当選人がその職につけなくなった場合、繰り上げ当選となる。但し、いずれも有効投票数の6分の1以上の得票がなければならない。
2. 学級・専門委員に現職のまま立候補し当選し、任命を受けた者は、その職を辞さなければならない。学級・専門委員と生徒会本部役員の兼任は認められない。

#### 第11条(信任投票)

各選挙とも立候補者が定数以内の場合は信任投票とし、有効投票数の過半数以上の信任を持って当選人とする。

#### 第12条(再選挙)

規定の得票に満たない場合や立候補者がでなかった場合は再選挙となり、選挙管理委員会は投票日から1週間以内に再選挙を公示しなければならない。

#### 第13条(改選及び公示時期)

生徒会本部役員の改選時期は毎年11月とする。選挙公示日は投票日の3週間前

までに行わなければならない。

## 第14条(補欠選挙)

役員 転校、解職その他の事情により、欠員が生じた場合は補欠選挙により欠員を補充しなければならない。尚、その任期は次の役員交代までとする。

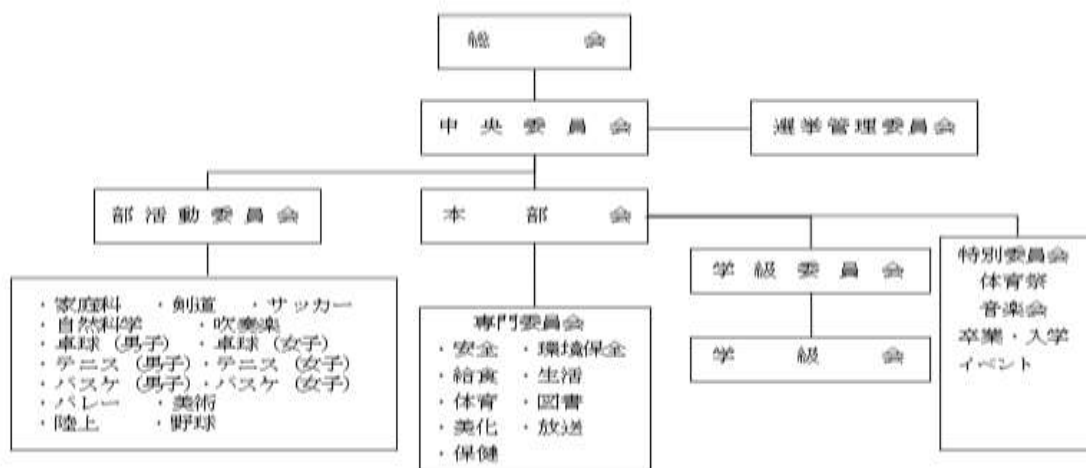
## 第15条(学級の係等の欠員補充)

生徒会本部役員当選によって生じた学級、専門委員および学級等の係の欠員は速やかに他の者で欠員を補充しなければならない。

第16条 この規定に定めない細則は、そのつど選挙管理委員会において定める。

## 生徒会組織

### 1 組織



### 2 任期

1年間とする。